

平成25年11月25日

鹿児島県国民健康保険団体連合会事務局 御中

鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課国保指導室長

疑義解釈資料の送付について（その17）

このことについて、厚生労働省保険局医療課から下記のとおり通知がありましたので、別添のとおり送付します。

記

疑義解釈資料の送付について（その17）

（平成25年11月21日付け 厚生労働省保険局医療課 事務連絡）

〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課
国保指導室 国保・高齢者医療係
担当：馬込
TEL：099-286-2683（直通）
FAX：099-286-5552
E-mail：kr-iryu@pref.kagoshima.lg.jp

事務連絡
平成25年11月21日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その17）

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第76号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）等により、平成24年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

〈 別 添 〉

医科診療報酬点数表関係

【短期滞在手術基本料】

(問1) A400短期滞在手術基本料の留意事項通知(1)に「ア 手術室を使用している。」ことが要件となっているが、別に厚生労働大臣が定める手術のうち、K653内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術の「1」早期悪性腫瘍粘膜切除術と、K721内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術の「1」長径2センチメートル未満を内視鏡室で行った場合は、算定できないのか。

(答) 適切な治療環境を確保できているという前提で、内視鏡室にて治療を行うことでも算定は可能。